

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2006～2009
課題番号：18530037
研究課題名（和文） 国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約とその作成経緯に関する研究
研究課題名（英文） Research on the Hague Convention on Choice of Court Agreements and its Legislative History

研究代表者

道垣内 正人(DOGAUCHI, Masato)
早稲田大学・法務研究科・教授
研究者番号：70114577

研究分野：国際民事手続法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際裁判管轄、国際民事手続法、管轄合意、仲裁、ハーグ国際私法会議

1. 研究計画の概要

ハーグ国際私法会議が 2005 年に採択した「管轄合意に関する条約」について、その作成経緯に遡って検討・分析し、各国の国際裁判管轄・外国判決承認執行に関するルールについての考え方の違い及び共通性を明らかにするとともに、国際商事仲裁との比較を通じて、問題点を浮き彫りにする。そして、日本における国際裁判管轄に関する新規立法に生かしていく方策を考える。

2. 研究の進捗状況

(1)「管轄合意に関する条約」の関連文書を整理・分析するとともに、条約国際学会等への参加を通じて諸外国の研究者等との議論を深めることができた。

(2)最大の研究成果は、裁判管轄権をすべて对人的に捉えるのか、それとも普通裁判籍と特別裁判籍に分け、前者は对人的に捉え、後者は物的に、すなわち、請求権との関連で捉えるのかという違いについての研究である。アメリカは管轄権の基礎を連邦憲法の適正手続条項に置いていることから、被告の財産権を犯すことになる可能性がある裁判を行うことが適正手続に反しないかが問題とされ、被告との合理的関連性の有無が決め手とされる。これに対して、大陸法系諸国では、後者の見方がされている。日本は本来は後者の仕組みを導入したはずではあるが、判例の考え方は前者の発想に近いものがあることを明らかにした。

(3)また、その他の個別論点として、国際裁判管轄における専属管轄の根拠について、国家

主権との関係を明らかにした。すなわち、不動産の物権に関する訴訟、会社の有効性等に関する訴訟、特許権等の登録を要する知的財産権の有効性等に関する訴訟、登記・登録に関する訴訟、これらはそれぞれ不動産所在地、設立準拠法、知的財産権登録国、登記・登録国の専属管轄とされるが、このような発想は国内裁判管轄の議論にはみられないものであり、他国の主権的行為に一定の敬意を払い、介入しないという国際法的発想によってでなければ説明できないものであることを明らかにした。

(4)その他、管轄合意を認める要件などについても、日本での国際裁判管轄立法に役立つ論点を抽出することができた。

3. 現在までの達成度

おおむね順調に進展している。

(理由)

2008 年 3 月に、『ハーグ国際裁判管轄条約』と題する本を出版することができた。これはハーグ条約の立法経緯を整理・分析するとともに、条約条文の対訳、1999 年条約案及び 2005 年条約の公式報告書の翻訳(後者は著者が執筆者のひとり)等の資料を載せたものである。これにより、「管轄合意に関する条約」についてはほぼ研究を終えることができたと考えている。これに対して、当事者による予防法的対応という点では共通する管轄合意と国際商事仲裁合意との比較研究についてはまだ研究が十分とは言えない。

4. 今後の研究の推進方策

最終年度である 2009 年度には、管轄合意と国際商事仲裁合意との比較研究を進めるとともに、日本における国際裁判管轄に関する新規立法にハーグ国際私法会議での議論を生かす努力を続けていきたい。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 11 件)

1. 道垣内正人「ハーグ国際私法会議における国際裁判管轄及び外国判決承認執行条約作成の試み - その総括的検討 - 」早稲田法学 83 巻 3 号 77-130 頁(2008)査読なし
2. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(1)」NBL 870 号 10-18 頁(2007) 査読なし
3. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(2)」NBL871 号 32-37 頁(2007) 査読なし
4. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(3)」NBL872 号 90-99 頁 (2008) 査読なし
5. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(4)」NBL873 号 28-39 頁(2008) 査読なし
6. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(5)」NBL874 号 66-76 頁 (2008) 査読なし
7. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(6)」NBL875

号 46-53 頁(2008) 査読なし

8. 道垣内正人「国際契約におけるボイラープレート条項をめぐる若干の留意点—準拠法条項・裁判管轄条項・仲裁条項—(7・完)」NBL876 号 49-59 頁(2008) 査読なし
9. 道垣内正人「専属的管轄合意と知的財産訴訟 - ハーグ管轄合意条約に関連して - 」季刊/企業と法創造 7 号 42-46 頁(2006)査読なし
10. 道垣内正人「ハーグ管轄合意に関する条約(2005 年)の作成過程における日本の関心事項について」同志社法学 58 巻 3 号(315 号) 243-288 頁(2006)査読なし
11. 道垣内正人「2005 年のハーグ『管轄合意に関する条約』」国際私法年報 7 号 184-224 頁(2006)査読あり

[学会発表](計 2 件)

1. 道垣内正人“The Gist of the Hague Choice of Court Convention” The 3rd Asia Pacific Regional Conference of the Hague Conference on Private International Law (2008 年 9 月 24 日)(Langham Place Hotel(香港))
2. 道垣内正人“Application of the 1965 Service Convention in Japan” The 3rd Asia Pacific Regional Conference of the Hague Conference on Private International Law (2008 年 9 月 24 日)(Langham Place Hotel(香港))

[図書](計 2 件)

1. 道垣内正人(商事法務)『ハーグ国際裁判管轄条約』(2009)総 494 頁
2. 道垣内正人(商事法務)「ハーグ管轄合意に関する条約(2005 年)」新堂幸司・山本和彦編『民事手続法と商事法務』(2006) 251-290 頁所収